

平成 23 年 6 月 16 日
BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

**新ファンド「BNYメロン・新興国ハイインカム・バランス(毎月分配型)」
「BNYメロン・新興国ハイインカム・バランス(年1回決算型)」募集開始のお知らせ**

本日、平成 23 年 6 月 16 日(木)よりBNYメロン・新興国ハイインカム・バランス(毎月分配型)、BNYメロン・新興国ハイインカム・バランス(年1回決算型)の募集を下記、取扱販売会社で開始いたします。

| | | |
|---------|---|--------------------------|
| ファンド名 | BNYメロン・新興国ハイインカム・バランス(毎月分配型) BNYメロン・新興国ハイインカム・バランス(年1回決算型) | |
| 愛称 | エマージング・バランス エマージング・バランス(年1決算) | |
| 商品分類 | 追加型投信/海外/資産複合 | |
| 当初信託設定日 | 平成 23 年 6 月 30 日(木) | |
| 購入の申込期間 | (当初申込期間)平成 23 年 6 月 16 日(木)～平成 23 年 6 月 29 日(水) (継続申込期間)平成 23 年 6 月 30 日(木)～平成 24 年 9 月 25 日(火) ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 | |
| 決算日 | (毎月分配型) | 毎月 25 日(休業日の場合は翌営業日) |
| | (年1回決算型) | 毎年 6 月 25 日(休業日の場合は翌営業日) |
| 信託期間 | 無期限 | |
| 主な特色 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 現地通貨建て新興国ソブリン債券と新興国好配当株式に投資を行い、相対的に高い水準の利子収入と配当等収益を確保しつつ、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。なお、原則として為替ヘッジは行いません。 <ul style="list-style-type: none"> ● 基本組入れ比率は、現地通貨建て新興国ソブリン債券 70%、新興国好配当株式 30%とし、±10%の範囲で行うことがあります。 2. (毎月分配型)原則として、毎月分配を行います。 (年1回決算型)原則として、年1回決算を行います。 3. 実質的な運用は BNY メロン・グループ*傘下の運用会社であるスタンディッシュ・メロン社が債券部分の運用を、メロン・キャピタル社が株式部分の運用を担当します。 <p>* BNYメロン・グループとは、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションを最終親会社とするグループの総称です。</p> | |
| 取扱販売会社 | (毎月分配型) | SBI 証券、京都銀行、滋賀銀行 (五十音順) |
| | (年1回決算型) | SBI 証券、滋賀銀行 (五十音順) |

以上

当ファンドのリスクについて

当ファンドは、国内外の投資信託証券を主要投資対象としていますので、投資する投資信託証券の基準価額の変動により、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

| | |
|-----------|--|
| 価格変動リスク | 投資信託証券を通じて投資を行う債券、株式等の価格動向は、個々の企業の活動や国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、組入れ投資信託の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。 |
| 為替変動リスク | 為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価額が変動するリスクのことをいいます。外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、外貨建資産の価額が損失を生じることがあります。一般に当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。 |
| 信用リスク | 債券、株式等の価格は、発行体の信用リスクを伴います。発行体に経営不安、財務状況の悪化等が生じた場合、またはそれらが予想される場合には、価格が下落するリスクがあります。 |
| カントリー・リスク | 新興国に投資する場合、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資金凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）などにより、運用上予期しない制約を受ける可能性があります。また、情報の開示などの基準が先進国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。加えて、税制においても先進国と異なる場合があり、一方的に税制が変更されることもあります。以上のような要因は、ファンドの価値を大幅に変動または下落させる可能性があります。 |
| 流動性リスク | 流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。流動性リスクが小さい資産とは、注文執行後、希望価格で売却可能な資産のことをいいます。市場規模や取引量が小さい市場に投資する場合、また市場環境の急変等があった場合、流動性の状況によって期待される価格で売買できないことがあり基準価額の変動要因となります。特に、新興市場の銘柄は、一般的に流動性が低く、価格変動も高い傾向があります。 |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

| | |
|--------------|--|
| クーリング・オフ | 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。 |
| 収益分配金にかかる留意点 | <ul style="list-style-type: none"> 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。 収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することとなります。 |

- 当資料は、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社で作成した金商法第13条第5項に規定する目論見書以外のその他の資料です。
- 当資料は信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性・完全性について保証するものではありません。
- 当ファンドに生じた損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- 当ファンドのご購入に際しては、販売会社よりお渡します投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。

● 投資信託委託会社

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第 406 号

〔加入協会〕社団法人 投資信託協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会